

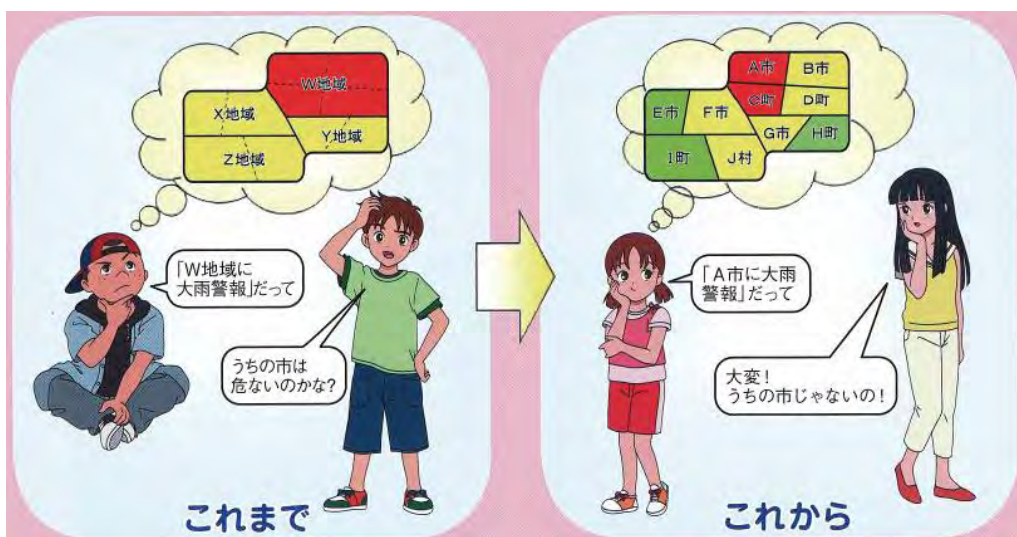
◆◆◆ 気象警報・注意報が市町村ごとに発表されます

気象庁は、これまで都道府県を一次細分または二次細分などいくつかに分け、その予報区を対象として警報・注意報を発表してきました。これを平成22年5月27日13時から、市町村ごとの予報区を対象として発表することになりました。

この気象警報・注意報の発表単位の変更に伴い、市町村の防災担当者や地域の住民は、発表されている警報等の警戒の対象となっている市町村をより明確に認識できるようになります。さらに大雨警報が発表された場合は、「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」のように標題に明示されるので、何に警戒をしたらよいかもわかるようになり、より適切かつ迅速な防災対応が可能となります。

新しい気象警報・注意報は、かな漢字による文字形式のものに加えて、XML形式及び表形式でも提供され、財団法人気象業務支援センターでは、いずれの形式のものも配信できるよう各システムへの設定が完了し、準備が整いました。賛助会員だよりでもすでにご案内しましたようにXML形式の情報への対応を含めた電文形式データ配信システムの更新整備を順調に進め、気象庁が作成した試験用データを、数回にわたり当センターの新しい電文形式データ配信システムからXML形式の気象警報利用者への試験配信も行いました。

なお、これらの情報は、当センターの利用者専用ホームページにも掲載し、サンプルデータとして多くの利用者の利活用を支援しています。また、表形式のものは、よりの確な防災活動に資するよう防災情報FAX配信システムからも配信します。



市町村単位の気象警報・注意報の発表イメージ(気象庁リーフレットから)

(財団法人気象業務支援センター配信事業部長 加藤芳夫)